

騒音規制法に基づく特定施設一覧（騒音規制法施行令別表第1） 2025年6月現在

項番	特定施設の種類
1	金属加工機械
イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。)
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
ヘ	せん断機（原動機の定格出力の合計が3.75キロワット以上のものに限る。)
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式を除く。)
ヌ	タンブラー
ル	切断機（と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機（原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
ホ	丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
ヘ	かなな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上にものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。)

※9.8キロニュートン＝1トン・294ニュートン＝30トン

振動規制法に基づく特定施設一覧（振動規制法施行令別表第1） 2025年6月現在

項番	特定施設の種類
1	金属加工機械
イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ロ	機械プレス
ハ	せん断機（原動機の定格出力の合計が1キロワット以上のものに限る。）
ニ	鍛造機
ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力の合計が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものにに限る。）